

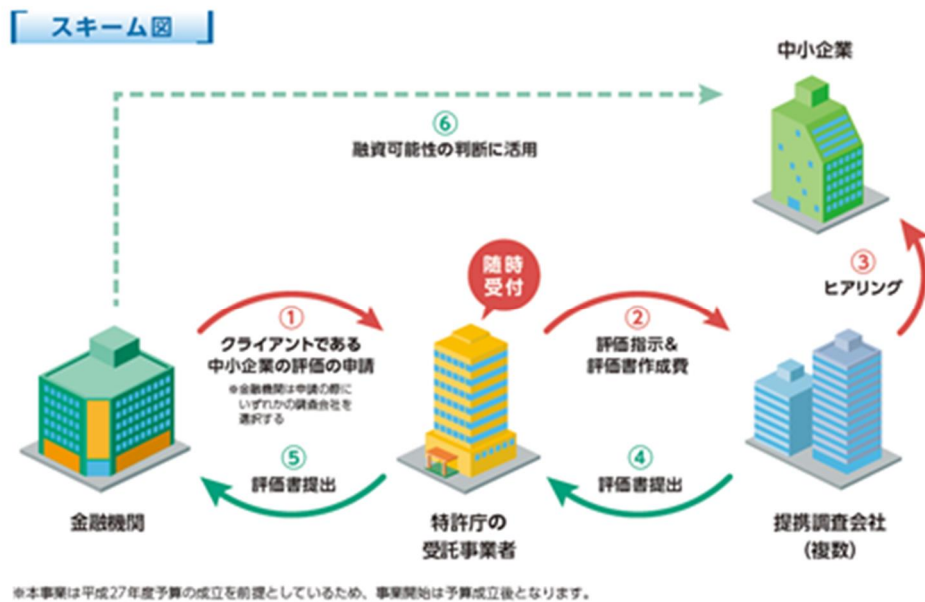
■最近の話題を考える“知財NEWS” 知財トピックス（2015.6）

特許庁が「知財ビジネス評価書」を  
無料で作成してくれる制度を開始

特許業務法人 前田特許事務所  
弁理士 大石憲一



特許庁は、5月20日から、知的財産権（著作権を除く）を有している企業の「知財ビジネス評価書」  
を無料で作成してくれる制度を開始しました。今回の知財ニュースは、この制度について取り上げま  
す。



出典：「中小企業の強みを評価しませんか？」パンフレット（特許庁）

一般に、中小企業では、大企業のように土地や建物、さらに潤沢な資金がある訳ではないため、  
金融機関から資金調達を行う際、担保として提供できるものが少なく、資金調達が困難であると言わ  
れます。

ここで、知財財産権も、「法律上」は質権設定できるため、担保価値はあるのですが、現実には評  
価が困難とされ、金融機関はほとんど担保として使っていません。

こうした現状に対して、この知的財産権の評価を、特許庁が「知財ビジネス評価書」という書面によ  
って客観的に明らかにすることで、中小企業の資金調達が少しでも容易になるようにしよう、とするの  
が今回の制度です。

今回の制度のポイントは、上記スキーム図にあるように、①金融機関からの申請であること、②知  
的財産権（著作権を除く）を有している中小企業が対象であること、③調査会社からのヒアリングに  
応じられること、さらに④無料であること、です。

この「無料であること」という点は、かなり、中小企業、金融機関共に、この制度を活用するモチベ  
ーション上昇の要因になると思います。

中小企業においては、資金調達が必要な際に、是非使って頂きたい制度だと思えます。

以上